３　法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める方式は、法第三十四条の五十八において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項の方法とする。ただし、法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百九条の二第二項後段の送達受取人を併せて届け出る場合は、書面によることができる。

４　法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項ただし書の届出をする場合には、同条第二項の連絡先として送達を受ける者の使用に係る電子メールアドレスを届け出なければならない。

５　法第三十四条の五十五の二に規定する内閣府令で定める方法は、同条の電磁的記録に記録されている事項を記載した書面の内容が当該事項と同一であることを証明する旨を記載し、審判手続の事務を行う職員が記名する方法とする。

（公示送達）

第七十二条　法第三十四条の五十六第二項に規定する内閣府令で定める方法は、内閣府の使用に係る電子計算機と同項各号に定める事項の閲覧をする者の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のいずれにも該当するものとする。

一　ファイルに記録された法第三十四条の五十六第二項各号に定める事項を当該事項の閲覧をする者の使用に係る特定電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

２　金融庁長官又は審判官は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、金融庁長官又は審判官は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

（事件記録の閲覧等）

第七十三条　法第三十四条の五十七第一項又は第二項の規定による求めは、書面でしなければならない。

２　法第三十四条の五十七第二項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、金融庁設置端末（同項各号に掲げる行為の用に供する目的で金融庁に設置した電子計算機をいう。第四項第二号において同じ。）の映像面に表示する方法とする。

３　法第三十四条の五十七第二項第二号及び第三号に規定する内閣府令で定める電子情報処理組織は、内閣府の使用に係る電子計算機と利害関係人の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

４　法第三十四条の五十七第二項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　前項に定める電子情報処理組織を使用して利害関係人の使用に係る特定電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二　金融庁設置端末に利害関係人の使用に係る記録媒体を接続し、当該金融庁設置端末を用いて当該記録媒体に記録する方法

［条を加える。］

［条を加える。］